

かかりつけ医機能に関する医療機能情報提供制度 の刷新について

➤ 国民・患者が、**かかりつけ医機能その他の医療提供施設の機能を十分に理解した上で**、自ら適切に医療機関を選択できるよう、「医療機能情報提供制度」(※)の充実・強化を図る。

(※) 医療機能情報提供制度は、国民・患者による医療機関の適切な選択を支援するため、医療機関に対し、医療機能に関する情報(診療科目、診療日、診療時間、対応可能な治療内容等)について都道府県知事への報告を義務づけ、それを都道府県知事が公表する制度。

【見直しのポイント】

① 医療機能情報提供制度について、**かかりつけ医機能その他の医療提供施設の機能の理解に基づく、国民・患者の医療機関の適切な選択に資する**という制度趣旨を明確化

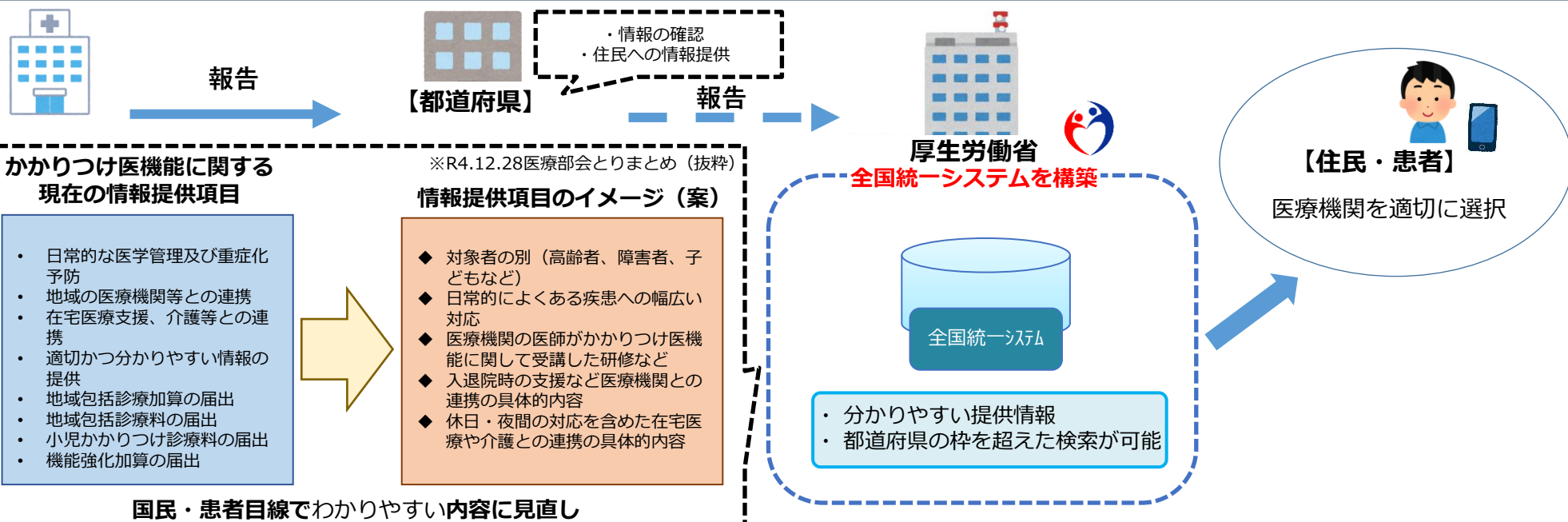
<かかりつけ医機能>

身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能を「かかりつけ医機能」と定義

② 全国の情報を一元化・標準化した**全国統一システムを構築**し、より検索性が高くわかりやすい情報を提供

③ 国民・患者へのわかりやすい情報提供ができるよう、**情報提供項目を見直す**(厚生労働省令)

(具体的な項目の内容については、今後、有識者等の参画を得て検討。)



かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に向けた論点（案）

○ 次回以降の議論において、以下の論点について検討を進めてはどうか。

1. 施行に向けて省令やガイドライン等で定める必要がある事項

- 「かかりつけ医機能を有する医療機関」の明確化
 - ・ かかりつけ医機能報告による報告・公表
 - ▶ 報告を求めるかかりつけ医機能の内容（継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療その他の日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能、時間外診療、入退院支援、在宅医療、介護等との連携、その他省令で定める機能）
 - ▶ かかりつけ医機能の報告対象医療機関の範囲
 - ▶ かかりつけ医機能の体制に係る都道府県の確認・公表 など
 - ・ 医療機能情報提供制度による報告・公表
 - ・ 地域性を踏まえた多様な「かかりつけ医機能を有する医療機関」のモデルの提示 など
- 「地域における協議の場」での協議
 - ・ 協議の場、協議の参加者、市町村の関与
 - ・ 協議の進め方、地域でかかりつけ医機能を確保するための具体的方策、公表 など
- 「かかりつけ医機能を有する医療機関」の患者等への説明
 - ・ 説明が必要となる場合、説明しない正当な理由がある場合
 - ・ 説明の具体的な内容 など

次回以降の
議論で検討

2. かかりつけ医機能が発揮されるための基盤整備、国の支援のあり方など

- 地域で必要となるかかりつけ医機能の確保に向けた医師の教育や研修の充実
 - ・ 医療関係団体の研修
 - ・ 地域医療支援病院の「かかりつけ医機能の確保のための研修」を含めた研修
 - ・ 総合診療医の育成 など
- 地域におけるかかりつけ医機能の実装に向けた取組（在宅医療・介護連携推進事業、地域医療連携推進法人、都道府県・市町村職員の研修など）
- 医療DXによる情報共有基盤の整備 など

3. 医療計画に関する事項

- 基本方針、医療計画に定める事項 など

第8次医療計画の中間見直しに併せて検討（令和7年度：国で検討、令和8年度：都道府県で検討、令和9～11年度：中間見直し後の医療計画）

かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に向けた基本的な考え方（案）

- 複数の慢性疾患、認知症、医療・介護の複合ニーズ等をかかえる高齢者が増加する一方、医療従事者のマンパワーの制約があり、医療従事者の働き方改革を推進する中で、地域の医療機関等や多職種が機能や専門性に応じて連携して、効率的に質の高い医療を提供し、フリーアクセスのもと、必要なときに必要な医療を受けられる体制を確保することが重要ではないか。
- このため、かかりつけ医機能報告及び医療機能情報提供制度により、
 - ・ 「かかりつけ医機能を有する医療機関」及び当該医療機関のかかりつけ医機能の内容について、国民・患者に情報提供し、明確化することによって、国民・患者のより適切な医療機関の選択に資することが重要ではないか。
 - ・ また、「かかりつけ医機能を有する医療機関」及び当該医療機関のかかりつけ医機能の内容や今後担う意向について、地域の協議の場に報告し、地域での確保状況を確認して、地域で不足する機能を確保する方策（プライマリケア研修や在宅医療研修等の充実、夜間・休日対応の調整、在宅患者の24時間対応の調整、後方支援病床の確保、地域の退院ルール等の調整、地域医療連携推進法人制度の活用等）を検討・実施することによって、地域医療の質の向上を図ることが重要ではないか。
 - ・ その際、地域性を踏まえた多様な「かかりつけ医機能を有する医療機関」のモデルの提示を行い、地域で不足する機能の確保のため、各医療機関が機能や専門性に応じて連携しつつ、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化するように促すことが重要ではないか。
- 「地域における協議の場」でのかかりつけ医機能に関する協議について、特に在宅医療や介護連携等の協議に当たって、市町村単位や日常生活圏域単位での協議や市町村の積極的な関与・役割が重要ではないか。
- かかりつけ医機能が発揮されるための基盤整備として、かかりつけ医機能の確保に向けた医師の教育や研修を充実して、患者の生活背景等も踏まえて幅広い診療領域の全人的な診療を行う医師の増加を促していくことが重要ではないか。
- 地域におけるかかりつけ医機能の実装に向けて、在宅医療・介護連携推進事業による相談支援や在宅医療研修等の取組、地域医療連携推進法人等による病院や診療所等の連携確保、複数医師による診療所、複数診療所でのグループ診療等の推進、都道府県・市町村職員の研修等を充実していくことが重要ではないか。また、医療DXによる医療機関間の情報共有基盤の整備等に取り組むことが重要ではないか。

かかりつけ医機能報告及び医療機能情報提供制度による報告・公表について（案）

【基本的な考え方】

- ・ 「かかりつけ医機能を有する医療機関」及び当該医療機関のかかりつけ医機能の内容について、国民・患者に情報提供し、明確化することによって、国民・患者のより適切な医療機関の選択に資する。
- ・ 「かかりつけ医機能を有する医療機関」及び当該医療機関のかかりつけ医機能の内容や今後担う意向について、地域の協議の場に報告し、地域での確保状況を確認して、地域で不足する機能を確保する方策（プライマリケア研修や在宅医療研修等の充実、夜間・休日対応の調整、在宅患者の24時間対応の調整、後方支援病床の確保、地域の退院ルール等の調整、地域医療連携推進法人制度の活用等）を検討・実施することによって、地域医療の質の向上を図る。
- ・ その際、地域性を踏まえた多様な「かかりつけ医機能を有する医療機関」のモデルの提示を行い、地域で不足する機能の確保のため、各医療機関が機能や専門性に応じて連携しつつ、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化するように促す。

【かかりつけ医機能報告】

- ・ 10～13ページのかかりつけ医機能報告（案）について、どのように考えるか。

【医療機能情報提供制度】

- ・ 次回以降の分科会において検討。

【改正後の医療法条文】

三十条の十八の四 地域におけるかかりつけ医機能を確保するために必要な病院又は診療所として厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「かかりつけ医機能報告対象病院等」という。）の管理者は、慢性の疾患を有する高齢者その他の継続的な医療を要する者として厚生労働省令で定める者（第一号及び第二号において「継続的な医療を要する者」という。）に対するかかりつけ医機能の確保のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該かかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

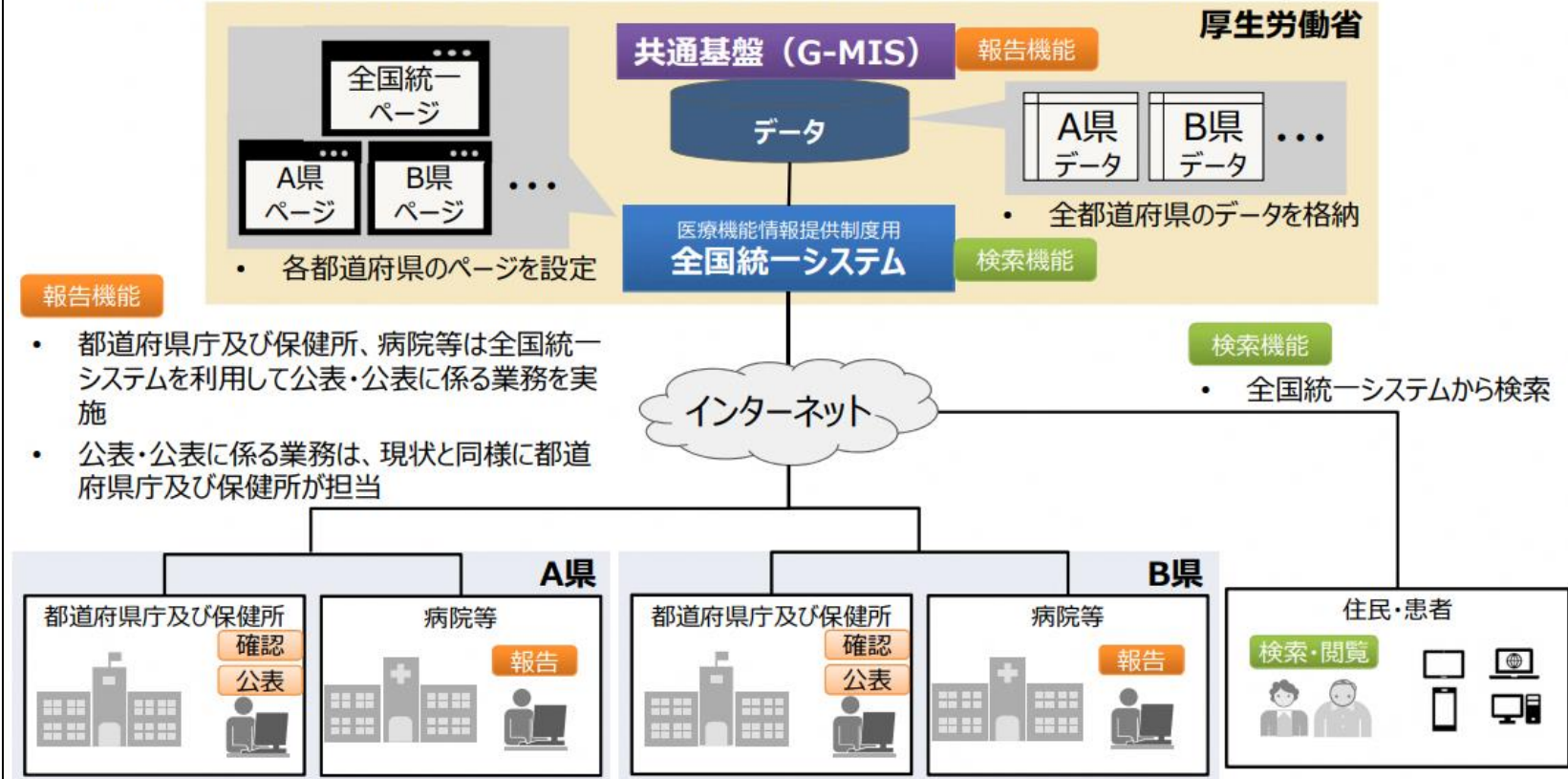
- 一 かかりつけ医機能のうち、継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療その他の日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能（厚生労働省令で定めるものに限る。）の有無及びその内容
 - 二 前号に規定する機能を有するかかりつけ医機能報告対象病院等にあつては、かかりつけ医機能のうち、継続的な医療を要する者に対する次に掲げる機能（イからニまでに掲げる機能にあつては、厚生労働省令で定めるものに限る。）の有無及びその内容
 - イ 当該かかりつけ医機能報告対象病院等の通常の診療時間以外の時間に診療を行う機能
 - ロ 病状が急変した場合その他入院が必要な場合に入院させるため、又は病院若しくは診療所を退院する者が引き続き療養を必要とする場合に当該者を他の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院若しくは居宅等における療養生活に円滑に移行させるために必要な支援を提供する機能
 - ハ 居宅等において必要な医療を提供する機能
 - ニ 介護その他医療と密接に関連するサービスを提供する者と連携して必要な医療を提供する機能
 - 三 当該かかりつけ医機能報告対象病院等及び他の病院又は診療所が厚生労働省令で定めるところにより相互に連携して前号に規定する機能を確保するときは、当該他の病院又は診療所の名称及びその連携の内容
 - 四 その他厚生労働省令で定める事項
- 2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定による報告をしたかかりつけ医機能報告対象病院等（同項第二号イからニまでに規定する機能のいずれかを有する旨の報告をしたものに限る。）が、当該報告に係る当該機能について、当該機能の確保に係る体制として厚生労働省令で定める要件に該当するものを有すること（他の病院又は診療所と相互に連携して当該機能を確保する場合を含む。）を確認するものとする。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による確認をしたときは、その結果を次条第一項に規定する協議の場に報告するとともに、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するものとする。
- 4 第二項の規定による確認を受けたかかりつけ医機能報告対象病院等の管理者は、当該確認を受けた体制について変更が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、当該変更が生じた体制が同項の厚生労働省令で定める要件に該当すること（他の病院又は診療所と相互に連携して同項に規定する当該機能を確保する場合を含む。）を確認するものとする。
- 5 第三項の規定は、前項の規定による確認について準用する。
- 6 都道府県知事は、かかりつけ医機能報告対象病院等の管理者が第一項若しくは第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該かかりつけ医機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。
- 7 第三十条の十三第三項、第四項及び第六項の規定は、かかりつけ医機能報告対象病院等に係る第一項及び第四項の規定による報告について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第三十条の十八の四第六項」と読み替えるものとする。

医療機能情報提供制度の全国統一システムの構築（医療情報ネット）

構築する全国統一システムのイメージ

第20回 医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会(令和5年1月12日) 資料1

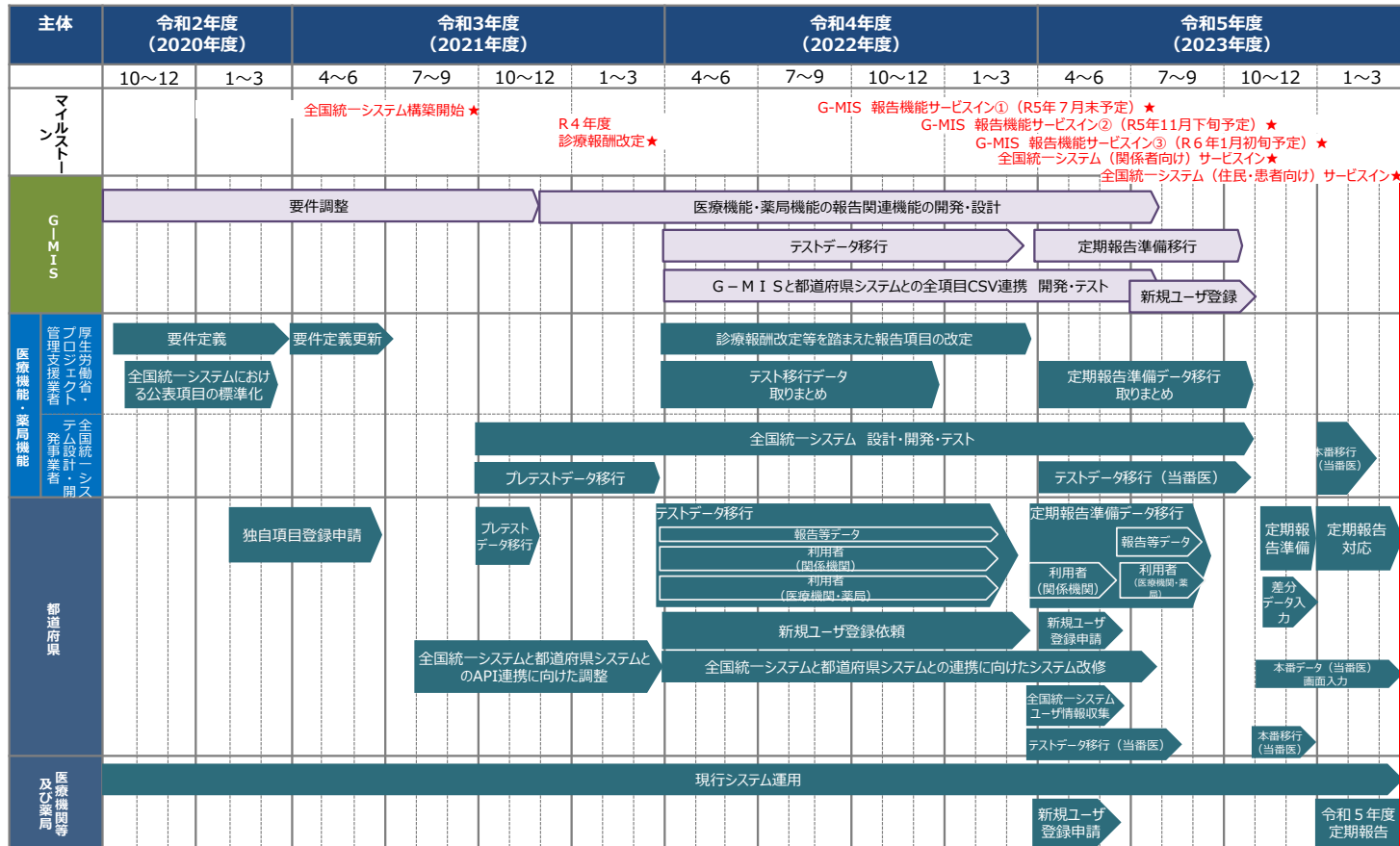
- 全国統一システムでは、原則全ての都道府県の現行システム及びそのデータを集約する。
 - 報告に係る機能を「共通基盤 (G-MIS)」が、住民・患者等に公開する機能(検索性Webサイト)を「全国統一システム」がそれぞれ担う。
 - G-MISを活用した報告により、病院等の報告負担軽減が期待される。
- 都道府県庁及び保健所、病院等は、全国統一システムを利用して公表・公表に係る業務を実施。



全国統一システム構築の構築状況説明

第20回 医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会(令和5年1月12日)資料1 (一部改編)

- 全国統一システム構築に向け、要件定義の更新及び都道府県独自項目の取りまとめを実施。全国統一システム及びG-MISの設計・開発(～R5年10月)に着手。
- 令和5年度定期報告(1月～3月)より、全国統一システム及びG-MISを利用して報告業務を実施中。



現在の進捗

医療情報ネットの周知について

- 厚生労働省HPや上手な医療のかかり方プロジェクトHPなどで、医療情報ネットの機能等につき以下ポスターも使用しながら周知を図る予定。
- 上手な医療のかかり方プロジェクトにおいて、医療情報ネットが更に親しみやすく覚えられやすいものとなるよう医療情報ネットの愛称を広く募集した。応募いただいた愛称のご意見も参考に、医療情報ネットの愛称は「ナビ※」とし、周知を図る。

※案内を意味するナビゲーションの「ナビ」と、医療機関(薬局)に関する情報を意味する「イ(医)」を組み合わせた造語。「ナビ」+「イ」で「ナビイ」のため、愛称からも医療機関(薬局)に関する情報を検索できることを想起しやすく、より国民の皆様が親しみやすく、覚えられやすい愛称となることを願ったもの。



「ナビイ」は、あなたの医療機関・薬局の選択をサポートする公的サービスです



「ナビイ」は、あなたの医療機関・薬局の選択をサポートする公的サービスです



医療情報ネットの周知について

- 医療情報ネットの運用開始後、住民・患者に医療情報ネットを有効にご活用いただけるよう、認知度向上に繋がる広報資材案を都道府県に2月に配布済み。
- 具体的には、医療機関、薬局、自治体窓口等で配布いただくことを想定して、住民・患者向けのパンフレット案を作成・提供した。
- パンフレットサイズの外に、必要に応じてポスターや広報誌の作成、Web媒体発信等を行い、医療情報ネットについて幅広く周知ができるよう協力を依頼している。

【パンフレット資材 全体像】

2024年4月に開設

表面

医療機関・薬局の公的検索システム

医療情報ネットのご案内

「多言語翻訳」「音声読み上げ」機能に対応



全国どこからでも、どんなときも、
かかりたい医療機関・薬局が見つかります！

※「医療情報ネット」は、パソコンやスマートフォンで、全国の医療機関・薬局について検索・情報収集ができるサービスです。

このウェブサイトに関する詳細は裏面をご覧ください

都道府県名や県章など

詳しくはこちら

医療情報ネット



都道府県情報記載用の余白(問合せ先等の追記を想定)

裏面

医療情報ネットについて

- 医療情報ネットは、診療日や診療科目といった一般的な情報に加え、対応可能な疾患・治療内容、提供しているサービスなどさまざまな情報から、全国の医療機関・薬局を検索することができるシステムです。
- 都道府県が独自に設けている制度(例：都道府県医師会独自の取り組み)に関する情報についても、引き続き調べることができます。

医療情報ネットでできること

- 全国の医療機関・薬局について、さまざまな方法で検索・情報収集ができます。

充実した機能 ▶ 多言語翻訳 音声読み上げ

医療機関・薬局をキーワードで探すことができます。

音声読み上げや文字サイズ変更、英語、中国語(簡体/繁体)、韓国語翻訳ができます。




スマートフォンでも使えます！

- 今すぐ近くで診療を受けたい場合、地域を問わず希望する設備やサービスを提供する医療機関を探したい場合など、さまざまな場面で活用できます。

■ 近くにある今すぐ受診できる医療機関・薬局を探す



■ 条件を絞って医療機関・薬局を探す
(例) 感染症科を専門とし、オンライン診療を行っている医療機関を探す
(例) 電子処方箋の受付が可能な薬局を探す



「マイホーム登録」で、自宅・職場などよく使う地点を登録できます。

※パンフレットの配布先(案)

- 病院等及び薬局
- 自治体の窓口(衛生部門、住民課、消防庁、観光センター等)
- 健診会場、保育園 等

医療情報ネットの機能概要①

第20回 医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会(令和5年1月12日)資料1
(一部改編)

- 全国の病院・診療所・歯科診療所・助産所及び薬局について都道府県を跨いで探ることが可能。
- 「キーワード」、「急いで(科目と場所から)」、「じっくり(設備や対応内容などから)」の様々な探し方が可能。
- 誰もが使いやすいように文字サイズ変更、音声読み上げ、多言語翻訳(英語、中国語[簡体/繁体]、韓国語)に対応。

■PCで表示した場合

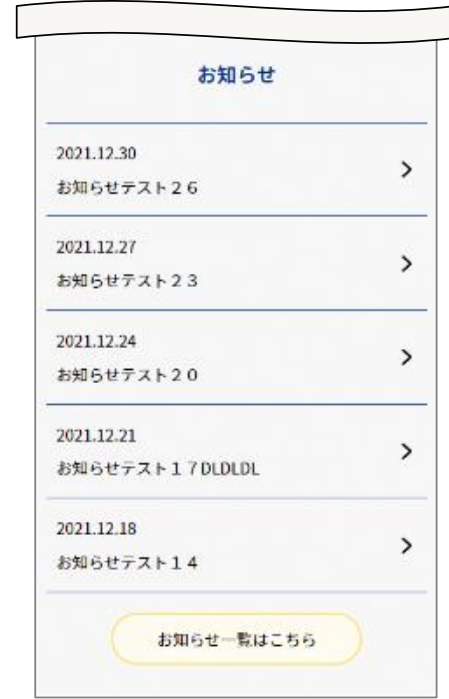
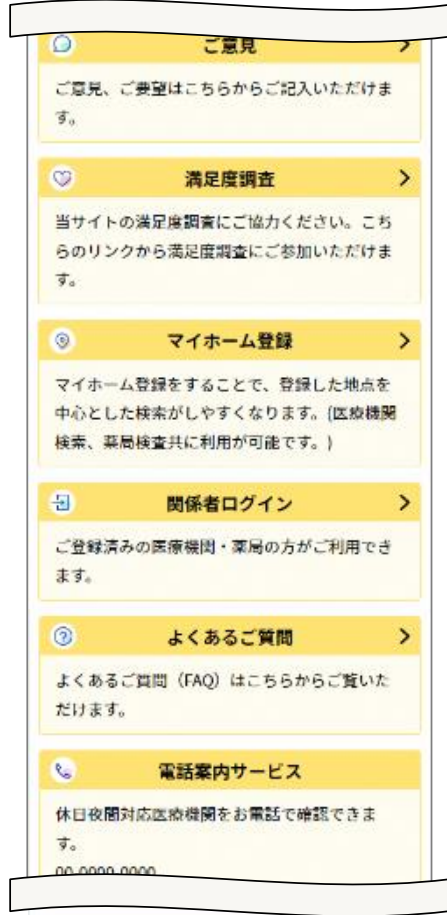


医療情報ネットの機能概要②

第20回 医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会(令和5年1月12日) 資料1 (一部改編)

- マイホーム登録によりマイホームを中心とした検索に対応
- 当番医(休日夜間対応医療機関)を電話やFAXで案内することが可能

■スマートフォンで表示した場合



医療情報ネットの機能概要③

第20回 医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会(令和5年1月12日) 資料1 (一部改編)

- 検索結果は「リスト表示」と「地図表示」の2パターンの切り替え等が可能。

■ 表形式 (画面例)

表示形式を切り替え可能です。

検索条件の確認・変更

以下の条件で検索を行いました。

場所	東京都千代田区船場周辺 1km
日時	2021年12月21日 18時30分
診療科目	内科、消化器科、外科
対応できる外国語	英語、ドイツ語 の全てに該当する
保有病状種別	一般病状 の全てに該当する

以下の条件で絞り込みを行いました。

診療科目	神経内科、呼吸器科 の全てに該当する
------	--------------------

検索条件も変更する

検索条件に合致する医療機関が 102 件ありました。

1 2 3 4 ... 6 >

AAA診療所

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2

ルート1 地下鉄丸ノ内線、千代田線、日比谷線「両+駅」徒歩1分
都01渋谷駅行き北の門ハス地下車徒歩1分

ルート2 地下鉄丸ノ内線、千代田線、日比谷線「両+駅」徒歩1分
都01渋谷駅行き北の門ハス地下車徒歩1分

特記事項 <https://www.hogehoge.jp>

(TEL) 00-0000-0000 (FAX) 11-1111-1111

内科 消化器科 循環器科 リハビリテーション科

■ 地図形式 (画面例)

指定した中心点から、近い順に20機関まで表示しています。

1 AAA診療所

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2

ルート1 地下鉄丸ノ内線、千代田線、日比谷線「両+駅」徒歩1分
都01渋谷駅行き北の門ハス地下車徒歩1分

ルート2 地下鉄丸ノ内線、千代田線、日比谷線「両+駅」徒歩1分
都01渋谷駅行き北の門ハス地下車徒歩1分

特記事項 <https://www.hogehoge.jp>

(TEL) 00-0000-0000 (FAX) 11-1111-1111

内科 消化器科 循環器科 リハビリテーション科

2 BBB診療所

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2

ルート1 地下鉄丸ノ内線、千代田線、日比谷線「両+駅」徒歩1分
都01渋谷駅行き北の門ハス地下車徒歩1分

ルート2 地下鉄丸ノ内線、千代田線、日比谷線「両+駅」徒歩1分
都01渋谷駅行き北の門ハス地下車徒歩1分

特記事項 <https://www.hogehoge.jp>

検索結果の並び替えも可能です。

情報提供項目を分かりやすく伝える方法（案）－用語解説の整備－

- 医療機能情報提供制度の情報提供項目について、住民・患者の理解促進のため、充実した「用語解説」を現行の情報提供システム内に整備している都道府県がある。
- これを参考に、令和4年度「医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度の全国統一システム構築に係るプロジェクト管理支援業務」(厚生労働省委託事業)のワーキンググループにおいて検討を行い、別添2の用語解説案を作成している。

用語解説案の説明ぶりについては、別添2の通りとしてはどうか。利用者が簡便に知りたい解説に辿り着くことができるよう工夫(※1)を行った上で、医療情報ネットの検索画面上で閲覧可能とすることとしてはどうか。

※1 目次を整備し、目次の用語をクリック／タップすることで用語解説に遷移するように設計する等

また、更なるユーザビリティの向上につながる表示方法(※2)等を検討し、次年度以降にシステムに反映することとしてはどうか。

※2 例えば、検索画面の項目横に「？」アイコンを追加し、アイコンにカーソルを重ねると、解説が記載された小窓が表示されるなどの個別の用語解説が参照できるような表示方法

対象者別の情報提供のあり方（案）

- 医療情報ネットについては、高齢者・障害者等を利用者として想定し、JIS X 8341-3(高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ)等のアクセシビリティに関するガイドラインに基づき作成したチェック項目(※1)への適合を確認している。

※1 色の違いを識別しにくい利用者(視覚障害の方等)を考慮し、文字と背景色とのコントラストを高めて、文字の視認性を確保する。

動くものに注意を奪われたり、読み上げ音声聞きづらくなったりすることで、ページ全体の利用を妨げられる利用者を考慮し、動画および音声の自動再生は避け、利用者が停止できる機能を提供する。等

- また、例えば、医療情報ネットの利用対象者の一つである障害者に配慮した医療提供を行っている医療機関を検索したい場合、「障害者」等の任意のキーワード検索も可能である他、21～23ページの流れて、既存の情報提供項目(例：障害者に対するサービス内容、車椅子等利用者に対するサービス内容)をもとに検索条件を設定して検索ができるようになっている。
- より対象者ごとの検索性・利便性を高め、わかりやすい情報提供を行うため、医療情報ネット上に利用者区分を選択できるボタンを設定した上で、利用者区分ごとの検索条件設定ページを作成して、各利用者区分で特に利用頻度が高そうな項目がチェックできるようにすることが考えられる。

検索条件設定ページを新たに作成する利用者区分については、「高齢者」、「小児」、「障害児・者、難病患者」とすることとしてはどうか。

また、各利用者区分のページで検索条件とする利用頻度が高そうな項目として、別添2の案についてどのように考えるか。この案をもとに、次年度、システム改修を行うこととしてはどうか。(住民・患者向けの機能リリースは令和7年4月を想定)。

対象者別の情報提供のあり方（案） 医療情報ネットへの反映

- 24～26ページまでの事務局案の医療情報ネットへの反映については、例えば、トップページで各利用者区分のボタンを押すとページが切り替わり、新設する検索条件設定ページに移動するイメージで考えている。
- 「障害児・者、難病患者向けの検索条件設定ページ」を作成した場合のイメージを次ページに示す。

【医療情報ネット トップページ(改修案)】



【障害児・者、難病患者向けの検索条件設定ページ(案)】

トップ>障害児・者、難病患者に関する項目で探す (医療機関)

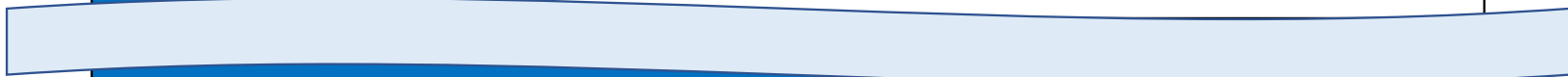
障害児・者、難病患者に関する項目で探す (医療機関)

■ 検索条件

- 選択した検索項目を全て含む 選択した検索項目のいずれかを含む

「大分類」のチェックを変更すると、「小分類」のチェックが変更されます。

<p>■ 障害者に対するサービス内容</p>	<p><input type="checkbox"/> 聴覚障害者への配慮 (手話による対応)</p> <p><input type="checkbox"/> 聴覚障害者への配慮 (筆談など文字による対応)</p> <p><input type="checkbox"/> 視覚障害者への配慮 (施設内点字ブロック設置)</p>	<p><input type="checkbox"/> 聴覚障害者への配慮 (施設内情報の表示)</p> <p><input type="checkbox"/> 視覚障害者への配慮 (施設内案内等音声表示対応)</p> <p><input type="checkbox"/> 視覚障害者への配慮 (点字による診療内容等表示対応)</p>
<p>■ 車椅子等利用者に対するサービス内容</p>	<p><input type="checkbox"/> 車椅子等利用者への配慮 (施設のバリアフリー化の実施)</p> <p><input type="checkbox"/> 車椅子等利用者への配慮 (多機能トイレの設置)</p>	<p><input type="checkbox"/> 車椅子等利用者への配慮 (車椅子等利用者用駐車施設の有無)</p>
<p>■ 対応可能な在宅医療</p>	<p><input type="checkbox"/> 中心静脈栄養</p> <p><input type="checkbox"/> . . .</p>	<p><input type="checkbox"/> 腹膜透析</p>



対象者別の情報提供のあり方（案） ①高齢者

- 既存の都道府県の情報提供システムにおいても、在宅医療、介護サービス、緩和ケアや認知症への対応状況等を検索条件に設定した情報提供が行われている。

（例）目的別検索（「いろいろな条件でさがす」等）の一つとして「在宅医療でさがす」、「介護サービスでさがす」、「緩和ケアでさがす」、「認知症に対応できる」等のボタンを設定

- 医療情報ネットにおいては、「高齢者」の利用者区分を選択できるボタンを設定した上で、下記のような項目について、「高齢者向けの検索条件設定ページ」で選択できるようにしてはどうか。

（例）※項目案は別添2

- ・診療科目（老年内科、老年精神科等）
- ・車椅子等利用者に対するサービス内容（施設のバリアフリー化の実施、車椅子等利用者用駐車施設の有無等）
- ・併設している介護施設
- ・対応することができる予防接種（結核、インフルエンザ、成人の肺炎球菌感染症の予防接種）
- ・対応することができる在宅医療
- ・対応することができる介護サービス
- ・対応することができる疾患・治療の内容

精神科・神経科領域（認知症、重度認知症患者デイ・ケア、等）

耳鼻咽喉領域、歯科領域（摂食機能障害の治療）

リハビリ領域（認知症患者リハビリテーション）

その他（在宅における看取り）

対象者別の情報提供のあり方（案） ②小児

- 既存の都道府県の情報提供システムにおいても、小児に係る診療科目（小児科、小児外科、小児歯科等）や小児領域の疾病への対応状況等を検索条件に設定した情報提供が行われている。

（例）トップページに「こどもの病気（やケガ）」のボタンを設定

目的別検索（「いろいろな条件でさがす」等）の一つとして「こどもの病気やケガでさがす」、「小児疾患でさがす」等のボタンを設定

- 医療情報ネットにおいては、「小児」の利用者区分を選択できるボタンを設定した上で、下記のよ
うな項目について、「小児向けの検索条件設定ページ」で選択できるようにしてはどうか。

（例）※項目案は別添2

- ・診療科目（小児科、小児外科、小児歯科、等）
- ・健康診査の実施内容（小児の健康診断書（入園、入学用等）の作成）
- ・対応することができる予防接種
- ・対応することができる在宅医療（小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理、在宅小児低血糖症患者指導管理、在宅小児経管栄養法指導管理）
- ・対応することができる疾患・治療の内容
 - 神経・脳血管領域（小児脳外科手術）
 - 精神科・神経科領域（思春期のうつ病又は躁うつ病、発達障害（自閉症、学習障害等））
 - 眼領域（小児視力障害診療）
 - 耳鼻咽喉領域（小児聴力障害診療）
 - 筋・骨格系及び外傷領域（小児整形外科手術）
 - 小児領域

対象者別の情報提供のあり方（案） ③障害児・者、難病患者

- 既存の都道府県の情報提供システムにおいても、音声読み上げ機能の他、障害者、車椅子利用者、難病患者への対応状況等を検索条件に設定した情報提供が行われている。

(例) 目的別検索(「いろいろな条件でさがす」等)の一つとして、「障害者・車椅子等利用者サービスでさがす」、「対応できる指定難病でさがす」等のボタンを設定
他の項目での検索時のオプション(一緒に検索できる)で「聴覚障害者への配慮あり」、「視覚障害者への配慮あり」、「車椅子利用者への配慮あり」、「車椅子対応トイレあり」等のチェック欄を設定

- 医療情報ネットにおいては、「障害児・者、難病患者」の利用者区分を選択できるボタンを設定した上で、下記のような項目について、「障害児・者、難病患者向けの検索条件設定ページ」で選択できるようにしてはどうか。

(例) ※項目案は別添2

- ・障害者に対するサービス内容(手話による対応、音声による情報の伝達等)
- ・車椅子等利用者に対するサービス内容(施設のバリアフリー化の実施、車椅子等利用者用駐車施設の有無等)
- ・対応することができる在宅医療(中心静脈栄養、腹膜透析、酸素療法等)
- ・対応することができる疾患・治療の内容
 - 皮膚・形成外科領域(唇顎口蓋手術)
 - 精神科・神経科領域(睡眠障害、摂食障害(拒食症・過食症)、神経症性障害(強迫性障害、不安障害、パニック障害等)、精神科ショート・ケア等)
 - リハビリ領域(難病患者リハビリテーション)
 - 歯科領域(著しく歯科診療が困難な者(障害者等)の歯科治療、摂食機能障害の治療)
- ・対応することができる指定難病

かかりつけ医機能に関する医療機能情報提供制度の見直し

かかりつけ医機能に関する医療機能情報提供制度の見直し（案）①

【対応案1】かかりつけ医機能に関する情報提供項目の見直し

- ・ 国民・患者のより適切な医療機関の選択に資するよう、かかりつけ医機能報告の報告事項のうち、国民・患者が適切に医療機関を選択できることに資する項目について、医療機能情報提供制度の情報提供項目に位置づけることとしてはどうか。
- ・ 具体的には、かかりつけ医機能報告の報告事項については、引き続きかかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会で検討を行うものであるが、現時点では、かかりつけ医機能報告の報告事項について、「1号機能及び2号機能の報告で「当該機能有り」と現時点でならない場合は、今後担う意向の有無」以外の項目は、医療機能情報提供制度の情報提供項目に位置づけることとしてはどうか。

※ かかりつけ医機能報告の報告事項の検討状況を踏まえ、改めて医療機能情報提供制度の情報提供項目の検討を行う。

- ・ また、その際、医療情報ネット「ナビイ」で国民・患者に分かりやすく情報提供する観点から、用語解説※を作成して、かかりつけ医機能の内容を周知するとともに、上手な医療のかかり方の周知を行うこととしてはどうか。

※ 目次を整備して項目をクリック／タップすることで解説に遷移する、検索画面の項目横に「？」アイコンを追加してアイコンにカーソルを重ねると解説が記載された小窓が表示されるなど、簡便に用語解説を参照できる方法を工夫

かかりつけ医機能に関する 現在の情報提供項目

- ・ 日常的な医学管理及び重症化予防
- ・ 地域の医療機関等との連携
- ・ 在宅医療支援、介護等との連携
- ・ 適切かつ分かりやすい情報の提供
- ・ 地域包括診療加算の届出
- ・ 地域包括診療料の届出
- ・ 小児かかりつけ診療料の届出
- ・ 機能強化加算の届出



※R4.12.28医療部会とりまとめ（抜粋） 情報提供項目のイメージ（案）

- ◆ 対象者の別（高齢者、障害者、子どもなど）
- ◆ 日常的によくある疾患への幅広い対応
- ◆ 医療機関の医師がかかりつけ医機能に関して受講した研修など
- ◆ 入退院時の支援など医療機関との連携の具体的内容
- ◆ 休日・夜間の対応を含めた在宅医療や介護との連携の具体的内容

国民・患者目線でわかりやすい内容に見直し

かかりつけ医機能報告の報告事項のうち、国民・患者の適切な医療機関の選択に資する項目を医療機能情報提供制度の情報提供項目に位置づけ

用語解説を作成して、かかりつけ医機能の内容を周知するとともに、上手な医療のかかり方の周知

かかりつけ医機能に関する医療機能情報提供制度の見直し（案）②

【対応案2】 医療情報ネット「ナビイ」におけるかかりつけ医機能に関連する検索機能の追加

- 医療情報ネット「ナビイ」において、検索性・利便性を高めるため、トップページに「かかりつけ医機能で探す」ボタンを追加し、当該ボタンを押すと、かかりつけ医機能に関する検索条件設定ページに移動し、かかりつけ医機能に関連する項目を検索条件として、医療機関の検索を行えるようにしてはどうか。
- また、検索の結果、各医療機関の概要情報を表示するページにおいて、かかりつけ医機能のタブを追加して、当該ボタンを押すと、当該医療機関のかかりつけ医機能に関連する事項をまとめて閲覧できるようにしてはどうか。

【医療情報ネット トップページ(改修イメージ案)】



「かかりつけ医機能で探す」を追加し、かかりつけ医機能に関連する項目を検索条件として、医療機関の検索を行えるようにする

【各医療機関の概要情報表示ページ(改修イメージ案)】



かかりつけ医機能のタブを追加して、当該医療機関のかかりつけ医機能に関連する事項をまとめて閲覧できるようにする